

## 中津川市森の担い手育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中津川市が掲げる森の担い手育成構想に基づき、森の担い手育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、中津川市補助金交付規則（昭和36年中津川市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等)

第2条 補助対象事業、補助対象経費、補助対象要件、補助対象者及び補助金額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象者としな

(1) 市税を滞納している者

(2) 中津川市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月30日決裁）第3条各号に掲げる者

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 事業収支予算書（様式第3号）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項各号に規定するもののほか、林業従事者等修学支援事業においては、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 林業従事者等育成機関の入学証明書又は在学証明書の写し

(2) 卒業後に市内の森林に関連する企業等に就業する予定である旨の宣誓書

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定により提出された申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第4号）を交付する。

2 前項の規定による決定の内容に条件を付した場合には、その条件を前項の補助金交付決定通知書に記載するものとする。

(概算払)

第5条 第4条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、前条の決定通知を受け、市長が必要と認めるときは、補助金交付請求書（様式第5号）により、概算払で補助金の交付を請求することができる。

(申請内容の変更)

第6条 補助対象者は、第3条の規定により提出した書類の内容を変更しようとするときは、書面をもってあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(事業実績報告)

第7条 補助対象者は、補助を受けた事業終了後、当該事業に係る補助金の交付を受けた年度の3月末日までに事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第7号）

- (2) 事業収支決算書（様式第8号）
- (3) 補助対象経費の内訳を確認できる領収書等の書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項各号に規定するもののほか、林業従事者等修学支援事業においては、対象となる育成機関の在学証明書又は卒業証明書の写しを添付するものとする。

（補助金の請求）

第8条 補助対象者は既に全額の交付を受けている場合を除き、補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（補助金の精算）

第9条 市長は、第7条の事業実績報告書を受けたときは、その内容を審査し、精算を行うものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の交付を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為があったとき。

（処分の制限）

第11条 補助対象者は、補助金により取得した機器について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

（効果の検証）

第12条 補助対象者は、事業完了後、市が実施する補助対象事業に関する調査等に協力しなければならない。

（書類の整理）

第13条 補助対象者は、当該事業に関する事項を明らかにするために必要な書類を整備しておかなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助対象要件	補助対象者	補助金額
1 林業従事者等修学支援事業	林業従事者等育成機関(以下「育成機関」という。)の授業料から、国、県、市、その他の公的機関からの補助に相当する額(以下「他の補助額」という。)を除いた額	育成機関卒業後に市内の林業・木材関連産業等に補助対象期間の2分の3を超え期間就業すること。	育成機関に修学中の者で、補助対象要件に合致する者。ただし、同一人が補助を受けられるのは各学科2か年以内とする。	補助対象経費に相当する額。ただし、授業料の50万円を上限とする。
2 新規林業従事者支度支援事業	市内に事業所を有し、林業労働力の確保の推進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第1項に規定する認定を受けた事業主(以下「認定事業体」という。)が、新たに雇用した構成員(以下「新規林業従事者」という。)に業務上必要な装備品を購入する経費から他の補助額を除いた額	新規林業従事者に購入した、業務に必要な装備品であること。	認定事業体	補助対象経費の額。ただし、1人当たり20万円を上限とする。
3 林業関連資格取得支援事業	認定事業体の構成員が新たに取得する当該事業体に認められた林業に従事するうえで必要な資格(以下「林業関連資格」とい	林業関連資格を取得するための試験であること。	試験を受ける構成員が属する認定事業体	補助対象経費の額。ただし、1人当たり10万円/年を上限とする。

	う。)を取得するための試験（以下「試験」という。）に必要な費用から他の補助額を除した額			
4 民間団体活動支援事業	市内で学生等を対象に森林教育を行う際の経費から他の補助額を除した額	市内に団体の活動拠点を有し、明瞭な会計書類を具備する団体が、市内で学生等を対象に行う森林教育活動であること。	森林教育を行う民間団体	補助対象経費の額。ただし、1 団体当たり10 万円/年を上限とする。
5 林業就労者支援事業	認定事業体で1年以上雇用されている構成員（以下「林業就労者」という。）に業務上必要な消耗品、装備品等を購入する経費から他の補助額を除した額	林業就労者であること。	森林技術者、森林施業プランナー等、森林における現場作業を行う林業就労者が属する認定事業体	補助対象経費に相当する額の3分の2。ただし、10 万円を上限とする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。